

入札（要領）公告

事後審査型条件付き一般競争入札を行うので、地方自治法施行令第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり要領を定め公告する。

平成31年3月12日

芳賀地区広域行政事務組合  
組合長 石坂真一

1 入札に付する事項

- (1) 件名 C11形蒸気機関車325号機 売却
- (2) 内容 芳賀地区広域行政事務組合の所有するC11形蒸気機関車325号機  
(以下「C11」という。) 本体を現状有姿で売却するものである。
- (3) 履行(引渡)場所 栃木県真岡市台町2474-1 真岡鐵道株式会社
- (4) 履行(引渡)期間 落札者との協議によるものとする。
- (5) 最低売却価格 120,000千円(税別)

2 入札参加者資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定に基づく更生手続の決定を受けていない者若しくは更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法(法律第平成11年法律第225号)の規定に基づく再生手続の決定を受けていない者若しくは再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (3) 法人税、消費税及び地方消費税並びに都道府県税、市町村税を滞納していないこと。
- (4) 栃木県内に本社(店)又は支社(店)、営業所若しくは事業本部(以下「事業所等」という。)を有し、当該「事業所等」が契約締結に関連する一切の権限を有していること。
- (5) 鉄道事業法(昭和61年法律第92号)に定める鉄道事業者であること。
- (6) 芳賀地区広域行政事務組合所有のSLの車両2両のうち「C11」の売却により、残りの1両でのSL運行に支障が生じた際、「C11」の貸借等、相互の協力関係が築けること。
- (7) 譲受後の「C11」を栃木県内で運行できること。

3 入札参加申込み

- (1) 入札に参加しようとする者は、次により入札参加の申込みをしなければならない。
  - ア 提出書類  
事後審査型条件付一般入札参加申込書(以下「入札参加申込書」という。)(別紙1)
  - イ 提出先  
芳賀地区広域行政事務組合総務課

栃木県真岡市下籠谷4412 郵便番号321-4415

ウ 提出方法

郵送若しくは直接届出。

エ 提出期間

平成31年3月12日(火)から同年3月22日(金)(閉庁日を除く。)までの午前8時30分から午後5時までとする。但し郵送の場合3月20日(水)の消印までとする。

(2) 組合長は入札参加申込書を提出し受付した者に対し、受付印を押印した入札参加申込書の写しを交付する。入札参加申込書の写しの交付を郵送で希望する場合は、返信用の封筒に宛名、82円の郵便切手を同封してください。

(3) 入札参加申込書を提出した者でなければ、入札に参加することはできない。

4 C11の見学会・資料閲覧

(1) 日 時 平成31年3月18日(月) 午前10時～14時

(2) 会 場 真岡鐵道株式会社 真岡市台町2474-1

5 質問・回答

(1) 入札参加を希望した者で、質疑がある場合は次により質問書(別紙2)を提出してください。

ア 提出期間

平成31年3月12日(火)から同年3月19日(火)(閉庁日を除く。)までの午前8時30分から午後5時までとする。

イ 提出方法

芳賀地区広域行政事務組合総務課に持参(FAX可)すること。(FAXの場合は、必ず電話で送達確認してください。)

ウ 提出先

芳賀地区広域行政事務組合総務課

電話番号 0285(82)9151

FAX番号 0285(82)9152

(2) (1)の質問書の提出があった場合は、次により回答するものとする。

ア 回答期限

平成31年3月20日(水)まで(随時回答するが、最終回答期限)

イ 回答方法

入札参加を希望した全ての者に書面等で回答する。

6 入札の方法等

(1) 入札の日時及び場所

ア 方法 持参入札のみ

イ 日時 平成31年3月25日(月) 午前10時

ウ 場所 芳賀地区広域行政事務組合

(2) 入札書の記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その金額を切り捨てるものとする。)をもって落札決定とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者で

あるか否かに問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7 入札保証金

免除する。

8 入札の無効

- (1) 入札に参加する資格がない者がした入札
- (2) 入札参加申込書を提出していない者又は虚偽の入札参加申込みをした者のした入札
- (3) 2以上の入札書（代理人として提出する入札書を含む。）による入札
- (4) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札
- (5) 入札要件（入札金額、事業名、入札者氏名等）の判明できない入札書、入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札
- (6) 記載した文字を容易に消すことができる筆記用具を用いて記載した入札書による入札
- (7) 民法（明治29年法律第89号）第95条に規定する錯誤による入札であると組合長が認めた入札
- (8) その他入札に関する条例に違反したと認められる入札

9 落札候補者の決定方法

- (1) 最低売却価格以上で最高の価格を入札した者を落札候補者とする。
- (2) 落札候補者となるべき者が2者以上ある場合は、入札参加資格の審査を実施し、入札参加資格が認められた後、別に指定する日時、場所で行われるくじにより落札候補者を決定する。この場合、くじを辞退することはできない。
- (3) 落札候補者に決定された者は、次により必要な書類を提出しなければならない。

ア 提出書類

- (ア) 入札参加資格確認申請書（別紙3）
- (イ) 誓約書（別紙4）
- (ウ) 入札参加資格確認資料（別途定める）

イ 提出先 芳賀地区広域行政事務組合総務課

ウ 提出期限 平成31年4月8日（月）

- (4) 落札候補者が、次のいずれかに該当する場合は、入札参加資格を認めない。

ア 期限までに（3）の書類を提出しない場合

イ 入札参加資格要件の確認のため職員が行った指示に従わない場合

ウ 提出された書類によって入札参加資格要件を満たしていることが確認できない場合

エ 提出された書類に虚偽の記載があった場合

- (5) 落札候補者に入札参加資格があると認めたときは、当該落札候補者を落札者と決定し、その旨を当該落札候補者及びその他の入札参加者に通知する。
- (6) 落札候補者に入札参加資格がないと認めたときは、落札候補者の決定を取り消し、その旨を通知する。
- (7) (6) による落札候補者に入札参加資格がないと認めたときは、当該落札候補者の次に低い価格で入札した者を新たに落札候補者と決定する。
- (8) (7) による新たな落札候補者に入札参加資格がないと認めたときは、落札者を決定するま

で、順次、その例により新たな落札候補者を決定する。

1 0 入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

(1) 9の(3)の確認の結果、9の(4)により入札参加資格がないと認められた者は、9の(6)の通知を受けた日の翌日から起算して2日以内(閉庁日を除く。)に組合長に対して書面により入札参加資格がないと認めた理由の説明を求めることができる。

1 1 契約書の提出

本件は、議会の議決に付すべき契約であるので、落札者は、落札決定通知を受けた日から5日以内に、仮契約書(別紙5)、その他関係書類を提出しなければならない。

仮契約書とは議会の議決があった場合、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第5項の契約書とみなされるものである。

1 2 問合せ先

芳賀地区広域行政事務組合総務課

栃木県真岡市下籠谷4412番地

郵便番号321-4415

電話番号0285(82)9151